令和2年第1回香芝・王寺環境施設組合議会定例会会議録

- 1 招集年月日 令和2年2月19日
- 2 招集場所 香芝・王寺環境施設組合2階議場
- 3 出席議員 8名
 - 1番 北 村 達 夫
 - 2番 鎌 倉 文 枝
 - 3番 幡 野 美智子
 - 4番 中川義弘
 - 5番福岡憲宏
 - 6番 北川 重信
 - 7番 中川廣美
 - 8番 芦 髙 清 友
- 4 欠席議員 なし
- 5 地方自治法第292条において準用する同法第121条の 規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 吉 田 弘 明

副管理者 平 井 康 之

香芝市市民環境部長 南 浦 幸 次

香芝市都市創造部長 奥 田 芳 久

王寺町住民福祉部長 竹 川 雅 敏

事務局長 卜 部 茂 和

6 会議録の記録書記は、次のとおりである。

事務局次長 平 野 厚

事務局主幹 吉 田 卓 朗

事務局主事 長 田 佳 文

7 会議の事件は、次のとおりである。

承第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例の専決処分の報告及び承認について

議第1号 香芝・王寺環境施設組合監査委員条例の一部を 改正することについて

議第2号 和解することについて

議第3号 令和元年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補 正予算(第1号)について

議第4号 令和2年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予 算について

8 議長は、会議録署名議員に次の者を指名した。

4番 中川 義弘

8番 芦 髙 清 友

9 開会 午前10時20分

(議長 北川重信) おはようございます。大変貴重な時間、議長 副議長のせいで遅れましたこと、お詫びします。本日、香芝・

王寺環境施設組合議会告示第1号をもって、第1回定例会を 招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中、出 席を賜りまことにありがとうございます。

本日、案件となっております議案につきましては慎重に ご審議をいただきまして、本会議がスムーズに運営できます ようご協力のほどよろしくお願いします。

それでは、最初に管理者、開会の挨拶をよろしくお願いします。

(管理者 吉田弘明) はい、議長。

皆さん、改めましておはようございます。

まず、冒頭、私より今回提案させていただきました書面に つきまして不備がございましたこと心から謝罪申し上げたい と思います。ご指摘いただいた内容につきまして真摯に受け 止めまして、今後ともこういうことがないように努めてまい りますので、今回におきましては、ご容赦賜りたいと、この ように思います。大変申し訳ございませんでした。

さて、本日第1回の香芝・王寺環境施設組合定例会を招集 させていただきましたところ、議員各位におかれましては何 かとお忙しい中、ご参加賜りましてまことにありがとうござ います。日ごろは当施設の運営にご協力、ご支援賜ってます こと、感謝申し上げるしだいでございます。 当施設につきましては、ようやく来年度より着工という時期を迎えまして、おかげさまで今月の22日に安全祈願祭を予定してございます。新施設の建設に向けて今後ともご協力を賜りますようにお願い申し上げたいと思います。

本日の議案につきましては、条例の一部改正の専決処分、一部改正、そして訴訟の和解、さらには令和元年度の一般会計補正予算並びに令和2年度の一般会計予算についてご審議賜る予定であります。慎重審議いただきまして原案可決賜りますようお願い申し上げ、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

(議長 北川重信) それでは、議事を進行させていただきます。

ただいまの出席議員は8名でございます。地方自治法第 113条の規定による定足数に達していますので、令和2年 第1回定例会を開会いたします。

まず、本日の議事日程につきましては、お手元に配付して おります議事日程のとおりといたしたいと思いますが、ご 異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 北川重信) 異議がないようでございますので、お手元の

日程どおり本日の議事日程とすることに決します。

日程第1、会議録署名議員の指名でございますが、議長より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 北川重信) ご異議がないようでございますので、4番、 中川義弘議員、8番芦髙議員を指名いたします。

続きまして、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたし たいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 北川重信) ご異議がないようですので、本定例会の会期 は本日1日といたします。

続きまして、日程第3、承第1号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認についてを議題とします。事務局、議案の朗読お願いします。 (次長 平野厚) はい、議長。

承第1号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例の専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、一般職の職員 の給与に関する条例の一部を改正する条例について、次の とおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、 その承認を求める。

令和2年2月19日提出。

香芝・王寺環境施設組合、管理者吉田弘明。以上です。 (議長 北川重信) それでは、理事者、提案説明をお願いします。 (局長 卜部茂和) はい、議長。

ただ今上程になりました、承第1号一般職の職員の給与に 関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認 について、提案理由を申し上げます。

議案書の4ページから11ページ及び新旧対照表の1ページから14ページをごらんください。

本案は、国において、人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正され、令和元年11月22日に一部施行されたことに伴い、当組合においても国に準じて一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により令和元年12月24日に専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

主な改正点は、条例第1条において、主に若年層の職員の 給料月額を平均0.1パーセント、4月に遡及して引上げを 行うもの及び勤勉手当の支給率について令和元年12月支給 分を現行より0.05ヶ月分の引上げを行うものでございま す。また、条例第2条では、令和2年度以降の6月、12月 分の勤勉手当について、年間1.9ヶ月分はかわらず、その 配分を一律0.95ヶ月分に変更し、住居手当について、手 当の支給対象となる家賃額を1万2千円から1万6千円に引 上げ、手当額の上限を2万7千円から2万8千円に引き上げ るものでございます。

何とぞ慎重審議の上、原案承認賜りますようお願い申し上 げます。以上でございます。

(議長 北川重信) これより質疑に入ります。 質疑のある方、ご発言願います。

(議員 福岡憲宏) はい、議長。

(議長 北川重信) 福岡議員。

(議員 福岡憲宏)条例の改正において、専決処分するというのは、普通では余りあり得ないですが、この地方自治法の179条第1項のどの規定によって条例の専決処分をしたんですか。

(局長 ト部茂和)はい、議長。

(議長 北川重信) はい、局長。

自治法上の専決処分には、179条第1項と第180条の 二つあるんですが、179条第1項の議会を開催する暇がな い場合を適用させていただき専決処分させていただきました。

(議員 福岡憲宏) はい、議長。

(議長 北川重信) 福岡議員。

(議員 福岡憲宏) じゃあ。その期間がないというのは誰が判断 するのかだけ教えていただけますか。

(局長 ト部茂和)はい、議長。

(議長 北川重信) 局長。

(局長 ト部茂和) 先ほどもご説明しましたように、組合の職員 の給与につきましては、国に準じて行っておりまして、香芝市、王寺町とも12月に定例会があり、12月中に組合臨時議会開くべきではございますが、日程的にも厳しい面もあり、年内に勤勉手当、給与引き上げ分を支給する必要もあり、時間的な余裕がなく、専決処分させていただいた結果となっております。

(議長 北川重信) それは誰が決めたわけ。臨時議会を開く時間 がなかったのはわかるが、誰が決めたのかということです。

(局長 ト部茂和) 専決処理は事務局の方で。

(議長 北川重信)事務局で決めたんですね。

(局長 ト部茂和)事務局ともちろん、管理者決裁により決 定させていただいております。

(議員 福岡憲宏) はい、議長。

(議長 北川重信) 福岡議員。

(議員 福岡憲宏) じゃあ、その決裁いただいて日程的に無理だと判断されて開かなかったということは、これ毎年のことですけど、多分これずっとありますよね。いつもは各議会でそうだと思うんですけど、各議会に最終日かもしくは直前ぐらいに国から人事院勧告が入ってきて、各議会は審議されますが、組合議会は専決でいくと、これは多分今後もそうであろうということでよろしいですか。

(事務局長 ト部茂和) はい、議長。

(議長 北川重信) 局長。

(事務局長 ト部茂和) 福岡議員、おっしゃるとおりでございます。

((議長 北川重信) ほかに

(なしの声)

(議長 北川重信) 他に質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決いたします。本案は、報告のとおり承認することに

ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 北川重信) 異議がないようでございますので、承第1号は、報告のとおり承認されました。

続きまして、日程第4、議第1号、香芝・王寺環境施設組 合監査委員条例の一部を改正することについてを議題としま す。事務局、議案の朗読をお願いします。

(次長 平野厚)はい、議長。

議第1号香芝・王寺環境施設組合監査委員条例の一部を改 正することについて。

香芝・王寺環境施設組合監査委員条例の一部を次のとおり 改正する。

令和2年2月19日提出。

香芝・王寺環境施設組合、管理者吉田弘明。以上です。

(議長 北川重信) 理事者より、提案理由を説明願います。

(局長 ト部茂和) はい、議長。

(議長 北川重信) 局長。

(局長 ト部茂和) ただ今上程になりました議第1号、香芝・王 寺環境施設組合監査委員条例の一部を改正することについて、 提案理由をご説明申し上げます。

議案書の12ページ、13ページ及び新旧対照表の15ページをごらんください。

本案は、地方自治法等の一部を改正する法律が公布され、 令和2年4月1日に施行されることに伴い、本条例において、 当該法律の条項を引用する規定を改正する必要が生じたため、 本条例の一部を改正するものでございます。

何とぞ慎重審議の上、原案可決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

(議長 北川重信) これより質疑に入ります。質疑のある方、ご 発言願います。

(なしの声)

(議長 北川重信) ないようですので、質疑を打ち切り、採決いたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(議長 北川重信) ご異議ないようですので、議第1号は、原案

を可決することに決定いたしました。

続きまして、日程第5、議第2号、和解することについて を議題とします。事務局議案の朗読をお願いします。

(次長 平野厚) はい、議長。

議第2号、和解することについて。香芝・王寺環境施設組合は、奈良地方裁判所平成30年(行ウ)第8号損害賠償履行請求事件について、訴訟上の和解を成立させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和2年2月19日提出。

香芝・王寺環境施設組合、管理者吉田弘明。以上です。

(議長 北川重信) それでは、理事者より提案理由の説明お願い します。

(局長 ト部茂和) はい、議長。

(議長 北川重信) 局長。

(局長 ト部茂和) ただいま上程になりました議第2号、和解することについて、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の14ページ、15ページ及び別添議第2号参考資料の和解勧告書、和解条項をご覧ください。

本案は、ごみの越境搬入に係る、組合に対する損害賠償履 行請求事件について、平成30年5月9日に訴訟提起がなさ れ、裁判所において審理されてきましたが、本年2月12日 に裁判所から和解勧告書が示され、和解条項により和解を求められたので、これに基づき和解したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

和解条項の内容といたしましては、補助参加人は、解決金として組合に100万円を支払う。原告らは訴えを取下げる。 訴訟費用及び和解費用は、各自の負担とするなどとなっております。

何とぞ慎重審議の上、原案可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

(議長 北川重信) ただ今の質疑をお受けいたします。

(議員 中川義弘) はい、議長。

(議長 北川重信) 王寺、中川議員。

(議員 中川義弘) この和解要件についてですけど、これ訴えというのは香芝の人、当事者4人ということになってますが、この和解についてですが、こういう業者さん同士の中身について、香芝・王寺としてはそういう審査会をつくったらどうかなと思いますが、そこらあたりちょっと提案していきたいなと思いますので、そこらあたりどうでしょうか。

(議長 北川重信) これまず、和解のことについてですので、和

解のことについて、まず質疑してください。和解のことだけ で。その後、今、質問のあった件は、また決めていきますの で、お願いします。

(議員 福岡憲宏) はい、議長。

(議長 北川重信) はい、福岡議員。

(議員 福岡憲宏)まず、関連ですけども、この3者が被告と原告と、あとは補助参加人、この3者に関してもう和解という形でよろしいんですかね。

(局長 ト部茂和)はい、議長。

(議長 北川重信) はい、局長。

(事務局長 ト部茂和) この裁判、当初は原告の当事者4名と、 被告の組合で審理されてきたんですが、被告の補助参加人で あるAMカンパニーも、訴訟参加されまして、この3者で和 解が成立するという形でございます。

(議員 福岡憲宏) はい、議長

(議長 北川重信) 福岡議員。

(議員 福岡憲宏) じゃあ、この100万円の支払い義務がある ことを認めるということで、100万円が入ってくるという ことは、どこかでまた補正で組まれたりするんですか。これ 予算書を見ている限りではないのですけれども。

(局長 ト部茂和)はい、議長。

(議長 北川重信) 局長。

(局長 ト部茂和)和解について、今日、議決いただいて、今月 25日に裁判所で和解調書により和解が成立される予定ですが、その後、うちのほうから補助参加人のほうに100万円 の請求書を送りまして、支払っていただく形になるんですが、今のところ緊急的なことなので、予算措置はしてないんですが、年度内に入るとしましたら、和解の解決金ですので、入としましては、雑入のところに入金処理させていただく予定でございます。

(議員 福岡憲宏) はい、議長

(議長 北川重信) 福岡議員。

(議員 福岡憲宏) だから、それはまた補正予算とかなんか、そ ういう形で出てくる、もうそういうのに関係なく雑入で入っ てくるわけですかね。

(局長 ト部茂和)はい、議長

(議長 北川重信) はい、局長

(局長 ト部茂和) 緊急的なことなので、補正する予定はございません。

(議員 福岡憲宏) はい、議長。

(議長 北川重信) 福岡議員。

(議員 福岡憲宏) この和解条項の5番のところなんですけれど

も、被告人及び組合がその業務遂行に当たり、今後より一層 公平を重視し、業務の適正を維持するよう努めるというのは、 これは当然のことなんですけど、これが何で和解条項に入る んですか。組合として何か法令を違反してた、業務が適正化 されてなかったということですか。これだけちょっと違和感 があるんですけど。

(局長 ト部茂和)はい、議長。

(議長 北川重信) はい、局長。

(局長 ト部茂和)和解条項は、1番から6番まであるんですが、 当初和解条項の裁判所が示された案の中には5番については 入っておりませんでしたが、原告の方からこの文言を入れて いただくようにということで強い要望がありまして、組合と しても一応管理者と相談して、この文言を入れることに同意 して和解案の提示がなされたわけでございます。

(議員 福岡憲宏) はい、議長

(議長 北川重信) 福岡議員。

(議員 福岡憲宏) いや、一般的に私が素人の目で見ても、これだけすごい違和感を感じるわけです。だから、その入れた理由、これを入れたということは組合も法令を守ってなかったとかいうふうに感じ取ったんですね。この文言を見たときに。それを原告さんが入れましょうと、入れてくださいという思

いがあるのはわかりますけども、こちらの管理者の方が、じゃあ何で入れようと思ったかの理由が今の中ではなかったので、教えていただきたいなと。

(局長 ト部茂和)はい、議長。

(議長 北川重信) はい、局長。

(事務局長 ト部茂和) 平成29年6月にごみの越境問題が発覚しましてから、組合としても展開検査は毎月実施しておりますし、許可業者の毎月の搬入量を確認しながら越境搬入がないか、業務していくに当たり業務の適正性を図ってきたわけなんですが、この文言に今後より一層法令を遵守してと示されておりますので、今現在も組合の搬入規則であるとか廃棄物の処理に関する法律については十分遵守しながらやっているつもりではありますが、今後より一層という文言がありましたので、一応受け入れるような形にいたしました。

(議員 福岡憲宏) はい、議長

(議長 北川重信) 福岡議員。

(議員 福岡憲宏) じゃあ、そうしましたら先ほど中川議員がおっしゃったところに関連してくると思うんです。今後より一層していくということは、何かのことをしていかなければならない。先ほどのご提案のお話は関係してくるかと思います。 (議長 北川重信) ほかに、まず和解のことで。 今、和解の質疑のやりとりの中で、福岡議員、また王寺の 中川議員がおっしゃるように、今後こういうことのないよう にということですので、中川議員、もう一度、提案、お願い します。

(議員 中川義弘) はい、議長。

今後のことを考えていけば、本当にお金と業者の皆さん方を使って大変だとは思いますので、是非やはりこういう業者間との間については、この組合議会でそういう審査会というのを設けて、お互いのその意見の合間をすぐに裁判じゃなしに、皆さん方で審査会、何人かメンバーを選んでいただいて、その中で一度、本当に審査をしないといけないものか、裁判にかけるべきか、かけないべきかっていうことも、そういう中身を今後話し合いできる場所を持っていかないと違うのかっていうふうに私感じましたのでね。

だから、管理者のほうには、そういう我々のことは議会議員としてちょっとそういう提案をしていきたいなと。そうでないと、やはり無駄なことで無駄な労力を使ってて、もうすぐに裁判ということになったら期間も相当かかりますし、お金も相当かかってくると思いますので、そこらあたりは、一度考えていくべき問題ではないかなと思いますので、一応提案させていただきました。

(議長 北川重信) わかりました。

今の一議員から審査会ということで、まだ内容は詳しくは 管理者のほうも多分まだ把握されてないんですけど、まずこ ういう問題、またこれからいろんな問題ということで、香芝・ 王寺の組合のほうで審査会というのをやっていこうじゃない かということの提案ですけれど、それに対して何か。

(議員 福岡憲宏) はい、議長。

(議長 北川重信) 福岡議員。

(議員 福岡憲宏) ちょっとその審査会というのは、業者の選定 の審査会という意味なのか、もう裁判とかをするときの話と いうのか、ちょっと今そこが、すみません、見えない。申し わけありません。

(議員 中川義弘) はい、議長。

(議長 北川重信) 中川義弘議員。

(議員 中川義弘)やはり業者間との間ということで、一応どこかで受け皿をつくらないかんやろうと。そのためにはやはり、そういう審査会というのは必要ではあるのかなって、こういうふうに感じましたので。だから、その審査会っていうのは、あくまで今言ったように一般公募するとか、有識者とか弁護士さんとか、そういうものを入れて、暗にそういう中で一応、香芝・王寺としてそういう審査も必要じゃないの

かなっていうことで。別に業者選定じゃないですよ。こうい う問題が起き、大きくなる前にそういうふうな部分で話を持 っていける場っていうのは必要ではないんかなと思いますの で、提案させていただいた次第でございます。

(議長 北川重信) 中川義弘議員、聞いてよろしい。

(議員 中川義弘) はい。

(議長 北川重信)というのは、監査委員さんはもちろん、香芝の業者、また王寺の業者の中で、こういうことがあればそういう審査会へまず話をしに来てくださいと、受け皿をまず監査委員が聞いて、それでいろんな話をして、裁判する前にこういうことがあるよという受け皿をしようという意味でよろしいですか。

(議員 中川義弘) そういうことです。

(議長 北川重信) そういうことでよろしい。

というのは、業者だけの受け皿ですか、それともそれ以外 に市民のことも受け皿、業者のことだけの受け皿。

(議員 中川義弘) そこらあたりは、今言ったようにこれから今 後考えていかない事もあるだろうし、一応今の段階では業者 ということで。

(議長 北川重信)業者何者あるのか。香芝は何社。

(局長 ト部茂和) 許可業者は13社です。

(議長 北川重信) 13社。

(局長 ト部茂和) 王寺が4業者です。

(議長 北川重信) 4業者。

(局長 ト部茂和) はい、そうです。

(議長 北川重信) 13社と4業社で17社、今後そういうことがあれば、まずそういう審査会ということを一応業者さんに言って、まずそういうことがあればまず相談してくださいと。そこで審査もし、これはこれでということでやったら、大げさにもならないし、余分なお金も要らないということでどうですかということの案ですけど、これに対して何か。

(議員 中川廣美) 議長。

(議長 北川重信) はい、中川廣美議員。

(議員 中川廣美) これは住民監査請求が出ている裁判でしょ。 だから、どの時点でその審査会をやっていくのか。住民監査 請求は、監査委員がかかわっているわけで、そこへ我々が入 っていくのはね。どの時点の話か。住民監査請求は、監査委 員が審議するもので、審査会の人間は入っていけませんよ。

(議員 中川義弘) だから、その今言ってるように、審査会の中 に監査委員も入っていただいたらいいのとちがう。

(議員 中川廣美) いやいや、そんなことできませんよ。

(議長 北川重信) 暫時休憩します。

(暫時休憩)

(議長 北川重信) 休憩を閉じ、再開いたします。

とりあえず今の件に関しては、ちょっと時間をください。 本案に戻ります。和解の件に関して。

(議員 鎌倉文枝) はい。議長。

(議長 北川重信) はい。鎌倉議員。

(議員 鎌倉文枝) 2番鎌倉です。

1点ちょっと教えてもらいたいんですけれども、和解条項の中に、訴訟費用はそれぞれでということなんですけど、組合が持つべきお金というのは幾らあるんですか。

(局長 ト部茂和)はい、議長。

(議長 北川重信) はい、局長。

(局長 ト部茂和) 訴訟を提起された段階で弁護士さんのほうに 着手金として約85万円払っておりまして、和解が成立すれ ば、あと弁護士さんのほうの諸経費、大きい金額にはならな いと思うんですが、交通費、弁護士さんの文書作成料とか交 通費の負担だけ、プラスアルファ発生してくる予定でござい ます。

(議員 鎌倉文枝) はい、議長。

(議長 北川重信) 鎌倉議員。

(議員 鎌倉文枝) 2番鎌倉です。

それは補助参加人というか、この当事者は、負担は一切しなくて、組合が全てするということでしょうか。

(局長 ト部茂和)はい、議長。

(議長 北川重信) はい、局長

(局長 ト部茂和) すみません、弁護士費用を訂正させていただきます。約65万円でございます。

(議員 鎌倉文枝) 65万。

(局長 ト部茂和) はい。この和解については、ここにも書いてますように原告、被告、それから補助参加人も裁判にかかった費用は各自で負担という形でございます。

(議長 北川重信) 3者が持つということ。

(局長 ト部茂和) 各自で持っていただくという形です。

(議員 鎌倉文枝) それぞれですね。

(局長 ト部茂和) はい。

(議員 鎌倉文枝) わかりました。

(議長 北川重信) ほかに。

(なしの声あり)

(議長 北川重信) ないようでございますので、質疑を打ち切り、採決いたします。議第2号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 北川重信) ご異議ないようですので、議第2号は、原案 を可決することに決定いたしました。

続きまして、日程第6、議第3号、令和元年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。事務局、議案の朗読をお願いします。

(次長 平野厚)はい、議長。

(議長 北川重信) はい、事務局。

(次長 平野厚)議第3号、令和元年度香芝・王寺環境施設組合 一般会計補正予算(第1号)について。

令和元年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について、別冊のとおり議決を求める。

令和2年2月19日提出。

香芝・王寺環境施設組合管理者吉田弘明。以上です。

(議長 北川重信) それでは、理事者より提案理由説明をお願い します。 (局長 ト部茂和) はい、議長。

(議長 北川重信) はい、局長。

(局長 ト部茂和) ただいま上程になりました議第3号令和元年 度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算(第1号) について、提案理由をご説明申し上げます。

一般会計補正予算書をごらんください。

まず初めに、一般会計補正予算書の1ページから3ページ をお願いします。

このたびの補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8千156万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億8千389万3千円とするものでございます。地方債の補正については、4ページの第2表、起債の限度額を4億5千220万円から4千930万円に変更を行います。今回、減額補正を行う主な内容は、補正予算書の11ページ、歳出の目、塵芥処理施設費、節の13の新施設の設計施工監理委託料及び節の15、工事請負費の新施設工事費について、新施設の建設工事が予定より遅れていることにより減額、工事費等減額に伴い、歳入の8ページ、分担金、国庫補助金、9ページの組合債の減額を行います。

補正内容を項目別に説明させていただきます。

まず、歳入について、補正予算書の8ページ、款1、分担

金及び負担金の目、組合市町分担金で2千70万円の減額、香芝市分1千427万1千円、王寺町分642万9千円の減額、額です。次に、款3、国庫支出金、目、国庫補助金で1億6千339万6千円の減、新施設建設工事が予定より遅れることにより、新施設建設に係る交付金についても減額するものでございます。次に、9ページ、款4、繰越金で、平成30年度の収支決算により943万6千円を増額するものです。次に、款6、組合債について、4億290万円の減額となります。新施設建設工事が当初より遅れていることにより、新施設工事費等に係る起債の減額となります。

続きまして、歳出でございます。10ページをご覧下さい。 款2、総務費、項、総務管理費、目1、一般管理費で56万円の増額でございます。主な増額としましては、節13の委託料で、会計年度任用職員任用制度導入に伴う財務会計システム改修費の増額によるものです。次に11ページ、款3、施設費、項1、施設費、目1、塵芥処理施設費について5億8千212万円の減額でございます。主な減額としましては、先ほどもご説明させていただきましたが、新施設建設工事が当初より遅れていることにより、節13、委託料の新施設建設に伴う設計施工監理委託業務等で1千746万円の減額、節15、工事請負費の一般廃棄物処理施設整備工事、新施設 工事費等で5億6千968万円の減額をするものでございま す。

令和元年度補正予算の説明については以上でございます。 何とぞ慎重審議の上、原案可決賜りますようよろしくお願 い申し上げます。以上でございます。

(議長 北川重信) ただいまの質疑に入ります。質疑のある方。

(議員 北村達夫) はい。議長

(議長 北川重信) はい。北村議員

(議員 北村達夫)補正予算の11ページ、5億8千200万減額ということで、工事が遅れたから今回減額ということで、この工事の完成年度が変わらなければ、あとのその年度に、今年減額した分が、しわ寄せ、増額されてくる。その辺のことをちょっと説明してもらえますか。その予算があとの残りの年度に今回減額した分を均等に減らしていくのか、それともその分を次年度に持っていくのか。その辺、どういう形になるんでしょうか。

(議員 中川廣美) 議長ちょっとよろしいですか。同じ質問なんです、内容がちょっとかぶる。答弁してもらったら。内容は似てるので。

(議長 北川重信) はい。中川廣美議員

(議員 中川廣美) はい。これも同じ考えなんですけれども、こ

れいつお金を払う予定やったのか。こんなん全然知らない。 これから210億というお金の支払い方ね、これいつにいく らずつ払っていく、大体出ているでしょう、こんな大きいお 金が。それ出してくださいよ。何もわからんと210億、2 00億、聞いているだけで。

(議長 北川重信) 局長、210億か200億のその出し方がわ かる。

(局長 ト部茂和)はい。

(議長 北川重信)中川廣美議員、それは口頭だけでいい。それ とも書類で。

(議員 中川廣美) 書いたものを出してもらわないとね。

(議長 北川重信)書類は今、用意していないから。

(議員 中川廣美) いや、そうなったら、書いたものを出しても らわないとね。

(議長 北川重信) 口頭じゃなくて。

(議員 中川廣美) ころころころと契約が遅れたとか、そもそも 誰が悪いんか知らないけど、議会議員がいる意味がない。

(議長 北川重信) そしたら、金額を。

(議員 中川廣美) 設計も遅れて、勝手に遅れただろうし、支払 いも遅れているし、何のために議会を開いているの、結局。 議会する必要ない。こんなころころ変わるのなんか。 (議長 北川重信) 中川廣美議員、そしたら、遅れたことと。

(議員 中川廣美) なぜ遅れたのかはっきりしてもらわないとあ かん。書いたものを全部出して、いついつに何々、どこどこ に何々を支払いますという、ちゃんとした支払内容を出して ください。

(議長 北川重信) 暫時休憩します。

(暫時休憩)

(議長 北川重信) 休憩を閉じ、再開いたします。

(局長 ト部茂和) はい、議長。

(議長 北川重信) 局長。

(局長 ト部茂和)建設工事費については、約136億の工事費になっております。平成30年10月末にクボタ環境サービスJVと請負契約をさせていただきました。その契約書の中に、工事期間、各年度において契約金額というのが謳っておりまして、契約限度額になります。工事は遅れているんですが、限度額の範囲内であればよく、もちろん各年度の支払い金額は、今の時点では当初の予定の支払い額よりは少なくなる形になるのですが、結局は、後の工事が進むにつれて、後の年度に工事費がずれ込むという形になってきます。来年度

の予算額について工事費について金額を予算書のほうには書いてあるんですが、毎年度、一応、クボタ J V のほうに年度の予算要求の前に、来年度の工事は幾らになるかというのを大体見積もりで出させていただきます。それをもとにこれから毎年度毎年度の工事費について予算上に請負工事費として上げさせていただく形になります。

(議長 北川重信) 今の言い方だと、全体で136億。それで業者さんとその工事によって、一応、業者で決めているが、それよりは少なかったら金額がちょっと減る。要するに136億は決まっているけど、あとの何年かわからないが、それによって金額もちょっとばらばらになるいうことを言ってるわけ。

(局長 ト部茂和) 議長。そうです。もとの136億というのは 変わりません。

(議長 北川重信) わかってる。だから、その年度によって減額 するかもわからないし、増額するかもわからんいうことを言 ってるわけ。そういうことを言いたいと。

(局長 ト部茂和) そういうことです、はい。

(議員 北村達夫) 議長。

(議長 北川重信) はい、北村議員どうぞ。

(議員 北村達夫) はい。確認ですが、ということは、確認させ

てもらいたいんですけど、完成年度というのは、あくまでも 変わらないんですかね。

(局長 ト部茂和) はい、議長。

(議長 北川重信) 局長。

(局長 ト部茂和) 今の時点で約半年、当初の予定より遅れておりますが、クボタ J V のほうには頑張っていただいて、令和4年10月完成に向けて工事を進めるように伝えております。

(議長 北川重信) 先ほど言ったように、まず、なぜ遅れている かいうことですね。簡単にまとめて答えて。

(局長 ト部茂和) はい、議長。新施設の工事の進捗状況につきましては、議会の最後のほうで、毎回の議会の時に進捗状況を報告させていただいているわけですけれども、契約してから、クボタ環境サービスの方で敷地の測量、それから敷地の境界の確認作業をしていただきました。その中で、都市計画決定区域と敷地範囲の一部にずれが生じまして、組合としては、都市計画決定区域の変更手続、それからクボタ環境サービスについては、敷地範囲と都市計画決定区域のずれが生じましたので、配置計画の見直しをしていただきました。その関係で工事着工が約半年遅れている形でございます。

(議長 北川重信) 局長。測量、敷地の関係ということですね。 (局長 卜部茂和) はい、そうです。 (議長 北川重信) 中川廣美議員、そういうことです。遅れた理 由。そういうことをもうちょっと早く、遅れますよというこ とを今後、言ってください。

(議員 中川廣美) 議長。

(議長 北川重信) はい、中川廣美議員。

(議員 中川廣美) 議長。議決してるんですよ。議決して事業進めているわけでしょう。それを守ってもらわないと。ここで 審議する必要ない。変わった変わった、減額した。そこを言っとるわけですよ。

(議長 北川重信)だから、遅れるだろうと思うのであれば、まず、こういうことがありますよと、組合議会の方へ了承してくれますかと、どんどん話をしてもらって、またその理由、遅れましたよ、じゃなくて、遅れる前にこういうことがあるっていうことで、それこそ臨時議会を開いてでも、皆さんに集まってもらって、こういうことがありますからということを是非報告してほしいと思います。

(議員 中川廣美) 議長。

(議長 北川重信) 中川廣美議員。

(議員 中川廣美)遅れたことを、見守る。ちゃんとした日にち を入れた仕事の内容、イコール支払いとかね。それを出して くださいよ。 (議長 北川重信)ということは、組合議会を軽視しないように。 やはり、何のための組合議会かということをしっかりと考え てもらって、またいろんなことがあれば、組合議会のほうも 市民の皆さんに対してお詫びしないということもあるので、 しっかりと組合議会の方に話をしてください、今後特に。遅 れのないように、また予定どおりお金も払っていく、また工 事も進めるようにいうことは、これはもう最低のことですか ら。

(議員 中川廣美) 議長。

(議長 北川重信) 中川廣美議員。

(議員 中川廣美) ちゃんと書面で出してください。

(議長 北川重信) 局長、書類が出る。

(局長 ト部茂和)はい。

(議長 北川重信) 中川廣美議員、予定表。

(議員 中川廣美) はい、予定表。

(議長 北川重信)予定表。あくまでも予定表ですよ。出せる。

(局長 ト部茂和)はい。

(議員 中川廣美) 1万や2万の小さいお金ならやかましく言わないが、136億という大きなお金が動くのやから。

(議長 北川重信) 中川廣美議員、今、理事者が言うのは、もう 金額は決まっているけど、年によってずれるかも、金額の差 はあるかもわからないけどいうことで、ずれた場合は前もって言うし、そのときは皆さん議員も了承できることは、してほしいし、とりあえず予定表は一応出してもらいます。

- (議員 中川廣美) 工事のことやから、何も遅れるばっかりじゃない、進むこともあるので。
- (議長 北川重信)余り進むことはないと思うけど、局長、とり あえずそれでいけるかな。
- (局長 ト部茂和) はい。議長。
- (議長 北川重信) はい、局長。
- (局長 ト部茂和) 中川廣美議員のほうからもご指摘がありましたように、直近のこれから工程表、それから契約金額の今後の何年間かの予定表をつくらせていただいて、議員の皆様に提出させていただきます。
- (議長 北川重信) 中川廣美議員、それでよろしいですか。 ほかに。

(なしの声あり)

(議長 北川重信) ほかに質疑はないようでございますので、質 疑を打ち切り、採決いたします。

議第3号について原案どおり可決することにご異議ござい

ませんか。

(異議なしの声)

(議長 北川重信) 異議ないようでございますので、議第3号は 原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、日程第7、議第4号令和2年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算についてを議題とします。事務局、 議案の朗読をお願いします。

(次長 平野厚) はい、議長。

議第4号令和2年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算 について。

令和2年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算について、 別冊のとおり議決を求める。

令和2年2月19日提出。

香芝・王寺環境施設組合管理者吉田弘明。以上です。

(議長 北川重信) それでは、理事者より提案理由説明をお願い します。

(局長 ト部茂和)はい、議長。

(議長 北川重信) はい、局長。

(局長 ト部茂和) ただいま上程になりました議第4号、令和2

年度香芝・王寺環境施設組合一般会計予算について、提案理 由をご説明申し上げます。

予算書の1ページ及び7ページをお願いします。

本案は、歳入歳出それぞれ27億5千998万円1千円の 予算編成で、前年度当初予算に比べ14億9千452万8千 円の増額となっております。増額の主な要因としましては、 新施設建設に伴う施設費の工事請負費の増額によるものでご ざいます。

次に、地方債につきまして、地方債の起債の目的、限度額、 起債方法、利率及び償還の方法は4ページの第2表のとおり で、施設建設費用及び施設建設中の設計施工検査確認等の監 理委託費用に充てるための起債でございます。

それではまず、歳入について項目別にご説明申し上げます。 8ページをお願いします。款1、分担金及び負担金では、 予算額5億5千329万8千円で、前年度より4千803万 2千円の増額となっております。分担金の内訳は、香芝市3 億8千491万9千円、王寺町が1億6千837万9千円と なっております。また、負担割合は、香芝市69.57パー センント、王寺町30.43パーセントでございます。

次に、款2、使用料及び手数料では予算額1億2千905 万4千円で、前年度より1千637万8千円の増となってお ります。廃棄物の処理手数料の内訳は、事業系手数料が1億 1千611万7千円、自己搬入手数料が1千293万7千円 でございます。主な増額要因は、本年4月より手数料改定、 引き上げによるものです。

款3、国庫支出金では予算額3億8千169万9千円となっております。これは循環型社会形成推進交付金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金で、新施設建設費用及び施設建設に係る設計施工監理業務に対する交付金でございます。

次に9ページ、款4、繰越金では予算額200万円で、前 年度と同額で、令和元年度繰越金収支見込みでございます。

次に、款5、諸収入では予算額1千813万円で、前年度より925万6千円の減となっております。これはアルミ缶等の売却収益によるもので、主な減額要因はアルミ等の売却単価の値下がりによるものでございます。

次に、款6、組合債では予算額16億7千580万円となっております。これは新施設建設費用及び施設建設に係る設計施工監理業務に充てる費用として計上するものでございます。

続きまして、10ページの歳出についてご説明申し上げます。まず、款1、議会費では予算額126万8千円で、前年同額となっております。

次に、10ページから12ページ、款2、総務費、項1、 総務管理費では、予算額6千460万2千円で、前年度より 65万9千円の減となっております。主な減額理由は、12 ページ、節13の委託料で、昨年の元号変更に伴う財務会計 システム改修費用分がなくなったこと等によるものでござい ます。

次に、13ページ、項2、監査委員費では予算額30万円で、前年度と同額となっております。

次に、13ページから15ページ、款3、施設費では予算額26億6千595万円で、前年度より14億9千510万円の増となっております。主な増額要因は、15ページ、節15の工事請負費の一般廃棄物処理施設整備工事費、新施設建設費増によるものでございます。

次に、16ページ、款4、公債費では予算額2千531万2千円で、前年度より8万7千円の増となっております。目1、元金で2千531万2千円、目2、利子で46万2千円を計上しております。元金につきましては、平成26年度に現施設の修繕整備で借り入れました地方債の年次的償還金で、利子については、平成26年度に現施設の修繕整備費及び平成30年度、令和元年度に借り入れの新施設の設計施工監理費、建設費に伴う地方債利子でございます。

令和2年度予算ついては以上でございます。何卒慎重審議の上、原案可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。 以上でございます。

(議長 北川重信) これより質疑に入ります。 質疑のある方、発言よろしくお願いします。

(議員 芦髙清友) 議長。

(議長 北川重信) 芦髙議員。

(議員 芦髙清友)人事行政の運営について。予算書10ページ、 11ページ。款2総務費、項、総務管理費、目、一般管理費 の中で、どこの手当とか、どこの項目に入っているのかがち ょっとわからない、見たんですけど。その独自の研修とか職 員の育成に係る人に関する予算というのはどこに反映されて いるんですか。

(局長 ト部茂和) はい、議長。

(議長 北川重信) 局長。

(局長 ト部茂和) 職員の研修の費用とかでしょうか。

(議長 北川重信) 芦髙議員。

(議員 芦髙清友) そうそう、具体的にはね。数にかかわらずあればね、どういう状態か。

(局長 ト部茂和) はい、議長。

(議長 北川重信) 局長。

(局長 ト部茂和) 職員の研修費用というのは予算化しておりません。

(議員 芦髙清友) 議長。

(議長 北川重信) 芦高議員。

(議員 芦髙清友) その研修の予定がないということなのか、その日々の業務の中でそういう育成をしていくのかっていうのは、どちらなんですか。

(局長 ト部茂和)はい、議長。

(議長 北川重信) 局長。

(局長 ト部茂和)環境行政、ごみ処理施設なので、県のそうい う環境関係の勉強会とか研修会とかございますので、そこに はできるだけ参加させていただくようにしております。

(議員 芦高清友) はい、議長。

(議長 北川重信) 芦高議員。

(議員 芦高清友) はい、わかりました。

その業務の中で、勤務の中でそういうのがあって、別に手 当等が要るんではないということかなというふうに思うんで す。その予算の中で、やっぱりその組織における人に対する お金というのは、そういった給与とかそういう報酬とか、給 与、手当以外のところにあらわせていくことなんで、やって いかなあかんのかなという思いがあるんで質問させていただいたんで、是非検討してください。

(局長 ト部茂和) 議長、よろしいですか。

(議長 北川重信) はい、局長どうぞ。

(局長 ト部茂和)組合も小さい組織でございますので、職員の 人事関係にある研修とか、そういうのは今のところ実施して おりませんが、香芝市、王寺町との協力も得て、そういう人 事関係の研修に組合職員も参加するように、これから検討し てまいりたいと思います。以上です。

(議員 芦高清友) よろしくお願いします。

(議長 北川重信) ほかに。

(議員 鎌倉文枝) はい、議長。

(議長 北川重信) 鎌倉議員。

(議員 鎌倉文枝) 2番鎌倉です。

2点、簡単なことですけども、お願いします。

予算書の8ページの歳入なんですけど、香芝と王寺が分担金をそれぞれ出しておりまして、今ご報告あったんですけど、人口割というようなものだと思いますが、その数字の根拠を、計算式的な根拠を教えていただきたいのと、それからの使用料及び手数料のところで、事業系の処理費が上がったということですが、幾らのものが幾らに上がったのか、お願

いします。

(議長 北川重信) 2点、はい、局長。

(局長 卜部茂和)はい、議長。分担金の人口の件、1点目の件ですが、一般会計予算書の一番最後のページ、24ページのところに、この分担金の算出の人口が出ておりますが、来年度の分担金の算出に際しまして人口割というのがありまして、去年の12月1日現在の香芝市と王寺町の人口、これ規約にも定めがあるんですが、表示させていただいております。

(議長 北川重信) 2点目について、局長。

(局長 ト部茂和) はい、議長。事業系の手数料の引き上げ幅なんですが、これ8月の臨時議会で組合の搬入手数料の条例改正について、議決いただいたんですが、事業系で、現在キロ14.3円をキロ16円に改正する予定でございます。以上です。

(議員 鎌倉文枝) わかりました。

(議長 北川重信) ほかに。

(なしの声あり)

(議長 北川重信) ほかにないようでございますので、質疑を打ち切り、採決させてもらいます。

議第4号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 北川重信) 異議ないようでございますので、議第4号は 原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、日程第8、その他報告ということで、事務局からの報告を求めます。

(局長 ト部茂和)はい。議長。

(議長 北川重信) はい、局長。

(局長 ト部茂和) それでは1点だけ、私のほうから、ごみ処理 施設の進捗状況についてご報告させていただきます。

お手元に一般廃棄物処理施設整備運営事業についてのカラーA4の紙1枚、机の上に置かせていただきました。それをもとに説明のほうをさせていただきます。

前回11月の定例会でもご報告させていただきましたが、 都市計画決定区域と敷地範囲の一部のずれがございまして、 それに伴う都市計画区域の変更手続につきましては、12月 25日に香芝市都市計画審議会において了承され、奈良県と の協議を経て、本年1月20日に都市計画決定変更手続は終 了しております。

事業者であるクボタ環境サービス側も基本設計書が固まりまして、現在、実施設計を進めておりまして、配付しております工程表のとおり3月中旬には仮設事務所設置を完了、来月3月22日に安全祈願祭、起工式を執り行い、4月より本格的に工事着手の予定となっております。

なお、議員の皆様にはご連絡させていただいておりますと おり、3月22日に新施設の建設安全祈願祭をとり行う予定 でございますので、出席のほうよろしくお願いいたします。

新施設の進捗状況については以上でございます。

(議長 北川重信) これ質疑いけるの。

(局長 ト部茂和) 結構です、はい。

(議長 北川重信) 報告だけで。

(局長 ト部茂和) もしあれば、はい。

(議長 北川重信) 報告だけで。

(局長 ト部茂和) はい。

(議長 北川重信) それでは、以上をもちまして本日の日程を全 て終了いたしました。

皆様方のご協力により議事が滞りなく進行できましたこと を心よりお礼を申し上げます。ありがとうございました。 それでは、管理者、閉会の挨拶。 (管理者 吉田弘明)本日は、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、定例会にご出席賜りましてありがとうございました。また、本日上程させていただきました案件につきましても慎重審議いただき、原案承認、可決賜りましたことを重ねて感謝申し上げたいと思います。審議の中でいただいたご意見につきましては、今後最大限考えさせていただくとともに、とりわけ予算につきましては慎重に執行していきたい、このように考えております。

先ほどありましたように、いよいよ3月から足がかりを含め、4月以降の工事着工となります。全国的に今、コロナウイルスがだんだん広がっている中で、県それから保健所、医師会と連携をして市町村では取り組んでいるとこでありますけれども、国全体が今、不特定多数の方々が参加するイベント等が中止または延期ということがございますので、今後私どもは自治体が取り組むものにつきましても開催については見送ることも必要かという事態になってきてございます。

工事が始まると、さまざまな業者様がこの場所にも来られる中で、当組合としましても万全な体制をとっていきたいと、このように思ってございますので、議員各位におかれましても、今後とも変わらぬご支援を賜りたい、こういったお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきたいと思い

ます。本日は本当にありがとうございました。 (議長 北川重信) それでは、閉会いたします。

閉会 午前11時24分

以上、会議の顛末を記載し、その事実に相違ないことを証し 署名する。

令和2年2月19日

香芝・王寺環境施設組合議会

議長

署名議員

署名議員